

5 月

お知らせ版

発行所
春日町役場
電話 1131

とどいたらまずとじまじまじ

畜犬取締り条例の制定

現在、春日町には、適正な管理がなされている飼い犬と、ほほ雑種の未登録犬や野犬が、約千匹いると推定されています。

これらの未登録犬や野犬は、人、家畜、農作物その他に数々の被害を与え、夜間に吠えたりうろつく際は、大人でさえも危険を感じることがあります。

農家では、毎年、苗代や野菜畑を荒らされ、相当の被害を受けています。

薬物による迷惑作業や捕獲人による取替りも、飼い犬とそうでない犬との区別がつかないため、思うにまかせません。

こうした理由から、このたび、畜犬取締り条例が制定され、畜犬(飼い犬)の管理の適正化と社会生活の安全および公衆衛生の向上を図ることとなりました。

条例の主旨を、十分ご理解のうえ、あなたとあなたの身近な犬が、正しく管理されるよう協力してください。

条例の主な点は、次のとおりです。

- 一 飼い犬は、昼夜を問わず、つないでおくこと。
 - 二 飼い犬は、犬を制止できる者が、連れだすこと。
 - 三 飼い犬は、一年一回の登録と一年二回の注射を受けること。
 - 四 わやみに、犬を捨てないこと。
 - 五 飼い主は、畜犬を飼っている場所の内外を清潔にし、害虫などが発生しないよう努めること。
 - 六 飼い犬が人を咬んだときは、すみやかにその旨を、町役場に届けること。
- この条例に違反した場合は、罰金が課せられることがあります。この条例についての詳細は、役場衛生課へ問い合わせるか、または、春日町役場本庁および支所まで、指示されるものを参照してください。
- 「犬には、登録と注射をしてクサリを、お忘れなく」(福祉課)

報償金は三セント

納税組合の申請受付中

このほど納税組合に百九万五千九百七十円の取扱いを含めた(一件について二〇円)報償金が支払われました。今年も納税組合の申請を受け付けております。

◎取り扱う税目は

- (1) 町民区税(特別徴収によるものは除く)
- (2) 固定資産税(法人を除く)
- (3) 軽自動車税

◎納付の方法

- 1 振替納付。
 - 2 組合長が取りまとめて納付。
 - 3 組合員が各人で納付。
- ◎事務費と報償費
- 翌年の三月に納税通知書一通について二十円と組合が完納した税額(町民区税のうち国民区税は除外)の二%が支払われます。
- ◎申請書は駐在員宅に

犬には登録と注射を

(第二回)

実施日時及び場所

期日	受付時間	場所
5月19日 (火)	午前9:30~10:00	役場本庁車庫前
	10:30~11:30	小倉公民館
	午後13:00~13:30	若葉台
	14:00~14:30	下白水
	15:00~15:30	上白水
5月20日 (水)	午前9:30~10:00	春日原町公民館
	10:15~11:00	春日原
	11:15~12:00	役場東支所
	午後13:00~13:30	紅葉荘駐在員宅前
	14:00~14:30	春日公民館
5月21日 (木)	午前9:30~10:00	宝町公民館
	10:30~11:00	大和町
	11:15~12:00	保ヶ丘
	午後13:00~13:30	岡本
	14:00~14:30	道狭
※料金	昭和45年度登録料金	300円
	春期狂犬予防注射料金	200円
	計	500円
	登録は1年に1回、予防注射は1年に2回	

申請は五月二十日までです。用紙は駐在員のお宅に預けております。

(福祉課)

人	口	動	数
人	口男女入出生		40,351人
			20,553人
			19,798人
			1,059人
			1,119人
			71人
			19人
			8人
		前月比人口(減)	

昭和四十五年度畜犬登録および春期狂犬予防注射を実施しましたが、まだ登録、注射のすんでいない犬を多く見受けまので、時間を短縮し、再度、巡回いたします。

また、お済みでない犬をお持ちの方は、もよりの会場へ、必ずお連れください。

なお、長時間で移動しますから、受付時間に気をつけてください。

(福祉課)



水道検針者について

昭和四十五年度中の水道検針を次の人に委託しましたのでご承知ください。もし委託された人かどうかが不明のときは検針委託証の提示を求めて確認して下さい。

- 検針者名 横針区域
- 後藤 晋子 光明、若葉台、紅葉ヶ丘
- 早崎 静枝 小島、竹の本
- 福岡 君子 春日原南町、徳府
- 春日君、天の橋、赤水分道地
- 伊東ツルミ 岡本、須賀
- 高田美智子 上白水、下白水
- 別町、皇町
- 万田久美子 桜ヶ丘、牧野

日の出町(岡本分)

(水道課)

昭和四十五年度国民健康保険税の納期通知について

昭和四十五年度の国民健康保険税二回分の納期(五月一日から五月三十一日まで)がきました。納期内に左記納付金種額図でおさめてください。

納付金種額図
春日町役場、福岡銀行、大和銀行、日本勧業銀行、福岡相互銀行、西日本相互銀行、筑業中央信用組合。(保険課)

「蚊、ハエ」のいない住みよい町に

伝染病の媒介となる蚊、ハエの撲滅をはかるため、五月中旬から薬剤による町内一斉滅菌消毒を実施します。町民皆さんのご協力をお願いいたします。

なお、この町内一斉消毒を機会に家庭の大掃除や炊事場、便所の消毒をしてください。風呂や飯台をお掃除のかたは特にじょうけい願ってください。(保健課)

日本脳炎の予防接種について

恐しい日本脳炎の流行病が近づきました。

春日町では伝染病の媒体である蚊とはえの駆除に、全力を尽くしておりますが、いったん、日本脳炎が発生すると、死者が絶出した

り、治っても一生不具者同様に

るケースが多く、現在の段階では予防注射が最善の策とされていま

す。町衛生係では、次表のとおり、予防注射を実施しますので、家庭

全員、もれなく受診されますよう

連絡します。

一、対象 春日町に住所を有する

生後六ヶ月以上の住民全員。

一、料金

一人一回(大人、小人共)百円 (福祉課)

鳥類創製新資料

到着

次の鳥類の創製が皆さんをお待ちしています。ご研究ください。

一、あかやまとり (雄)

副同県の特産ですが年々減少して

て絶えるのではないかといわれています。独特の赤色で飛んでいる姿は、火の玉がとんでいるよう

です。長い尾も見ごたえのある

二、にほんきじ (雄)

むかしはよく見かけたもので

が現在はいない。増殖・保護に努

力されていますが減少し、特徴に

も特殊な定めがあります。

三、おしどり (雄)

夫婦仲のよい例にあげられる鳥

です。雄が美しく雌は平凡です。

雄雌の形態・羽毛など、好資料で

す。

四、ひとりかも (雄)

雌雄ではないが少い方です。羽

毛に特色があります。

五、やませみ (雄)

日本の「かわせみ類」中一番大

型で、山間の谷川に生息して、魚

介類を食べます。雨畑盆地のもの

ので、羽毛に特色があり特に頭部

の設定の羽毛は異様を呈していま

す。(中央公民館)

第1日程 1回日

期日	時	間	場	所
5月12日(火)	午後2時~午後4時		春日	公民館
5月13日(水)	"		岡本	公民館
5月14日(木)	"		桜ヶ丘	公民館
5月15日(金)	"		別町	公民館

2回日

期日	時	間	場	所
5月19日(火)	午後2時~午後4時		春日	公民館
5月20日(水)	"		岡本	公民館
5月21日(木)	"		桜ヶ丘	公民館
5月22日(金)	"		別町	公民館

第2日程 1回日

期日	時	間	場	所
5月26日(火)	午後2時~午後4時		春日	公民館
5月27日(水)	"		岡本	公民館
5月28日(木)	"		桜ヶ丘	公民館

2回日

期日	時	間	場	所
6月2日(火)	午後2時~午後4時		春日	公民館
6月3日(水)	"		岡本	公民館
6月4日(木)	"		桜ヶ丘	公民館

印鑑登録証明の変更について

最近の社会経済の発展は、印鑑証明の利用度を高くし、一日に百枚以上も印鑑証明が発行されています。

印鑑証明は、公正証書の作成、不動産や個人の前取引に使われる大切なものです。私たちがその発行には細心の注意を払っていただきますが、利用する側でも登録や証明書の交付申請のときは本人が直接手続きをされるよう望みます。

春日町では従来の手書きで発行していた印鑑証明を、より早く確実に発行するため皆さんの登録される印鑑により印鑑票を作成し、これを複写機で投写したものを印鑑登録証明として発行することになりました。皆さんも次のことを注意して印鑑の登録や証明の交付申請をしてください。

① 現在登録した印鑑が登録に適用しない印鑑になったときは新たに登録に適用した印鑑に変更してください。

② 住民基本台帳に登録している人でないとは登録をしない、証明の交付を受けることはできません。

③ 有効期間は登記に使うときは三カ月、公正証書を作成するときは六カ月になっています。

あるけ あるけ あーるけ あるけ

あるけ運動のお知らせ

「健康と体力づくり」を目的としたあるけ運動は、今月はずいぶんおもしろいです。

十分までに目的地に届つたりジョギングをして、解散。自宅から今行先歩けない人は遠くなどまで車内使用もさしつかえありません。

○日時 昭和四十五年五月十日(第二日曜日)午前七時三十分

○目的地 岡本忠実墓前広場

○方法 自宅から歩いて七時三十分

毎月第二日曜日が歩く日です!! 家族そろって歩きましょう!! (中央公民館)

納税は春日町農協の

自動振替で

○便利です
いそがしいあなたに代って春日町農協、筑業中央信用組合が支払います。税金を納めるためわざわざ役場窓口に出かけなくて済みます。支払いを忘れて督促を受けることがありません。

○お申込みは
役場税務課窓口、春日町農協、筑業中央信用組合に申込書があります。印鑑をお持ちになれば手続きをいたします。(税務課)

④ 印鑑証明は、公正証書の作成、不動産や個人の前取引に使われる大切なものです。私たちがその発行には細心の注意を払っていただきますが、利用する側でも登録や証明書の交付申請のときは本人が直接手続きをされるよう望みます。

商業統計調査始まる

六月一日を期して全国一斉に商店(卸売業、小売業および飲食店)を対象として商業統計調査が実施されます。

この調査は、全国の商店の分布・商業活動の実態を明らかにすることにも、商業政策などの基礎資料となるもので、県知事から任命された調査員が各商店を巡回し、調査票を配布、回収いたします。提出された調査票は、統計法により保護され、悪用などの目的に使用されることはありませんから正確に記入されるよう、お願いいたします。(経済課)

定例映画観賞会のお知らせ

家庭揃って楽しめる映画を、次の要領で開催しますので、お誘い合せのうえご来場ください。

一、日時 五月八日(金)
二、会場 春日町中央公民館

開場 午後六時三十分
開演 午後七時
終了 午後九時

三、上映フィルム
○家庭と学校のけじめ 成人 三十分
○新しい主婦の条件 成人 三十分
○父親回をなすべし 成人 三十分
○人のくらし百万年 映画 二十分
四、入場無料
会場の整理は各参加者でお願います。(中央公民館)

知っておきたい

水道の知識(一)

停水(断水)のあり方

水道の停水は使用管轄さんの生活用水をさぼる結果となり、そのおよぼす影響も大きいので水道法においてもみだりに停水をしてはならないとされています。これは常時給水を義務づけているものであり、異常断水、停電などによる

動力使用不能、水道施設の故障および修理などの正当な理由がある場合に限られます。

このような基本的な考え方にもとづいて給水の停止を行なうのでありますから、あらかじめ予期される給水の停止については使用者の皆さんに通報して行ないます。

しかし突発的な事故による給水停止や、他の事故による波及的な自然停水は不可抗力ともいえるもので、この様な場合は給水停止後、通報することになります。

これは給水条例にもとづく緊急の措置で断水としては予告して停水するのがたてまえです。

このように緊急の場合は予告なしの停水もありませんので使用者の皆さんには火災警報をかけると思いますがご諒解ください。

(水道課)

昭和四十五年度

働く青少年の生活文募集

働く青少年の皆さん、福岡県人少年会では、次の規定により作文と詩を募集しております。皆さんで応募してください。

一、内容

皆さん自身の働く生活の実際や、働く生活の体験を通しての感想、考えなどを作文を詩に書いてください。題名は自由ですが、できるだけ次の内容から選んでください。

- ・私の職業と将来への希望
- ・私の余暇生活
- ・その他、就職後の私のあゆみ、

雇われの体験、ふるさとを離れて働く生活など

作品は一人一篇とし、未発行の自作にかぎります。

二、種別別、応募枚数

作文：四百字詰原稿用紙六枚以内
詩：四百字詰原稿用紙三枚以内
枚数をこえたものは失格になりますのでご注意ください。

応募資格

- 三・少年の部
昭和四十五年四月一日以後生れた働く少年少女。
- 青年の部
昭和四十五年四月一日から同二

十七年三月三十一日までの間に生まれた青年男女。

四、応募文に付記する事項

- ・応募部門(少年の部か青年の部か)
- ・応募種別(作文か詩か)
- ・氏名(ふりがな)、性別、生年月日、現住所

自分のしている仕事の種類

勤務先の名前、所在地、業種の種類および労働者数(家事に従事している人はその旨を書いてください)

五、締めきり日

- 昭和四十五年五月十五日
- 六、応募原稿の送り先
福岡市博多駅東二丁目十一番一
号 福岡合同庁舎内
福岡県人少年会

電話(四二)一四八九四

町国民健康保険料

などの納付は

金融機関のご利用を

町税、水道料金など町に納めなければならないものがいろいろあります。

役場までわざわざ出かけなくてもお手持ちの納付書で、次の金融機関に払込むことができますのでご利用ください。

- ・春日町信託 (各本・支店)
- ・福岡銀行
- ・筑業中央信用組合
- ・西日本相互銀行
- ・大和銀行
- ・日本勧業銀行
- ・大野町信託
- ・福岡川町信託
- ・納付できるもの
- ・町民民税
- ・固定資産税
- ・雑自動車税
- ・国民健康保険税
- ・水道料金
- ・水道工事費
- ・道路占使用料
- ・路面復旧費
- ・河川使用料

(収入控)

固定資産税第一納期到来の

お知らせ

昭和四十五年固定資産税第一納期は五月一日から六月一日までになっていきます。納付は利用できる金融機関で納めてください。

納税通知書に書いていますとおり、郵便金を引いた金額(納期前納付した差引控除の額)を納めればよいこととなります。

(税務課)